

は じ め に

発足 4 年目の今年度も、子どもアシストセンターの相談活動は、さまざまな困難に直面した子どもたち自身からの相談および保護者から寄せられる悩みにどのように応えていくかが中心となりました。電話やメールなど匿名性の高い相談が多いなかで、開設時から変わらない「相手の心を聴く」姿勢が受け手の側にあれば、そのことを励みとして相談者が自らの力で困難を乗り越えていく姿も目の当たりにすることができました。

※ ※ ※

今年度は、多様な相談活動や調査・調整活動のなかから、私たちのもっとも旨とすべき、子どもが権利の侵害状況にあるか否かについてより感度を高める工夫、そして条例に基づく具体的な一歩を進める取り組みなどを試みました。

そのひとつは子どもからの深刻なサインをどう受け止めるかということです。子どもが自らをあやめるという痛ましいできごとに出会うと、私たち大人は語る言葉を失うだけでなく、防ぐ手立てはなかったのかという無力感にも襲われます。子どもアシストセンターに寄せられる子どもからの相談のなかには少なからず「死んでしまいたい」「消えてしまいたい」というような内容がありますが、そのようなメッセージから子どもの心に起きている危機的な状況をどうキャッチし、どう応えていくかが相談活動の課題のひとつとなりました。

ふたつ目は、自己発意の調査に取り組んだことです。自己発意の調査とは、救済委員が子どもの権利の侵害状況があると判断した事柄について、一定の手続きを踏みながら調査を行い、必要であれば勧告や意見表明ができる機能です。ごく少数とはいえ、札幌市でも戸籍がないままになっている子どもが存在することが判明しましたので、そのような子どもが被る行政サービス上の不利益の有無について独自の調査を行いました。社会の一員として尊重されることを、誰もが持ったいせつな権利としてとらえる立場から、子どもの戸籍をめぐる様々な問題については引き続き取り組んでいく所存です。

※ ※ ※

今年度、北海道でも新たに2つの市（北広島市、士別市）で子どもの権利に関連する条例が制定されました。子どもの健やかな発達・成長について責任を負う立場にある私たち大人が、今何をしなければならないかという課題を共有できるのは心強いことです。

皆様のご支援に感謝しつつ、子どもアシストセンターの平成 24 年度の活動をご報告致します。

札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

代表（平成 24 年度）子どもの権利救済委員 市川 啓子